

令和7年6月20日

組合員 各位

庄内みどり農業協同組合
営 農 販 売 部

熱中症対策の義務化に係る対応について（ご連絡）

向暑の候、皆様におかれましてはますますご健勝のこととお慶び申し上げます。日頃より当農協事業について特段のご理解とご協力を賜り厚く御礼申し上げます。

表題の件につきまして、近年の猛暑の影響で増加している熱中症の重篤化による死亡災害を防止するため、熱中症の恐れのある作業従事者を早期に見つけ、その状況に応じ迅速な対応をはかる必要があることから、個人事業主を含む全ての事業主に対し熱中症対策が義務化する省令が令和7年6月1日より施行されました。熱中症対策を適切に行わなかった場合の罰則規定も設けられることから、下記の通り周知方ご対応いただきますようご連絡申し上げます。

記

1. 対象となる作業

気温31度以上または暑さ指数28以上の環境下で、連続1時間以上または1日4時間を超える作業を行う場合。

2. 対策義務化への具体的な対応方法

農作業時には高温時の作業ならびに単独作業はできるだけさけていただき、20分おきに休憩と水分および塩分補給をお願いします。また、裏面に掲示しました「張り紙」に「熱中症担当者」「TEL（連絡先）」「近隣病院」等の必要事項を記載し、事業所・作業場ならびにご自宅等に掲示いただき、熱中症による重篤化リスクの回避に向けた対応をお願いいたします。なお、「熱中症担当者」について、個人経営の場合は本人名（事業主名）若しくはご家族名、雇用を伴う場合は雇用主名、農業法人の場合は代表者名を基本にご対応ください。

3. 従業員等への周知

従業員または家族内労働者、業務委託先に対し熱中症対策に係る対応手順を周知してください。農事組合法人の組合員も各々同様の対応が必要です。

問い合わせ先：JA庄内みどり各支店営農課及び各園芸センターまで